

F 16 女子教員に関する研究 — 育児休暇について —
大阪教育大 新福祐子 加地芳子 大東中学校 野田文子
神戸女子短大 ○大江隆子 北海道教育大 畠山歌子

目的 教員の資質と能力に関する研究の中で、女子教員の母性保護に関する問題は重要な因子となる。そこでこの現状分析を行うことにより、今後の解決の方向を検討してみることにした。

方法 昭和56年11月、大阪府下小中学校の女子教員（既婚者）192名と、釧路市内の小中学校女子教員（既婚者）169名について、母子の実態、産休・育児休業の利用状況、子供の保育状況についてアンケート調査を行い、それに関連する法律についても調査した。

結果 大阪と釧路の両地域では、子供数、産前産後の休暇取得状況、育児休業状況に差がみられた。これらにかかわる法律の中で「女子労働者についてのその生理的特性に基づく各種保護規定」は労働基準法に基づいて定められることになっており、各都道府県はこれを条例・規定によって休暇を定めているため、実際の運用には地域差がみられた。

勤務中の乳幼児の保育は、大阪では保育所の利用率が高く、釧路では親類・知人に対する依存度が高かった。また、それに関する費用にも地域差がみられる。集団保育に対する考え方は大阪の方が積極的で、保育所の施設についての意見も多かった。夫の職場によっては、夫に育児休暇制度のある職場もあり、その利用は釧路に多い。

女子教員がその能力を充分発揮しようとするとき、もっとも大きなハンディとなるのが育児についての時間的、労力的負担である。この時期の法的、社会的保証が完全でないとき、母性保護という人権問題にかかわるのである。育児休業は産休もふくめ、法律的、社会的保証が完全であること、運用の適性化がのぞまれる。